

交通労働災害防止規程

第 1 章 総 則

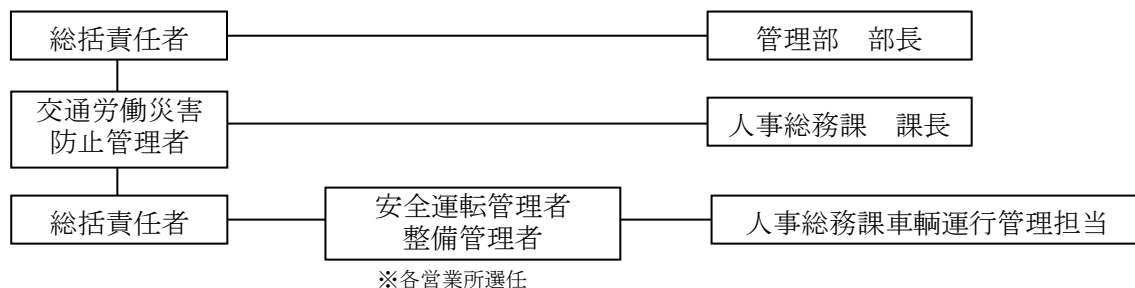
第1条(目的)

この規程は、交通労働災害防止に対する、SBSスタッフ株式会社(以下「会社」という。)の基本姿勢と、交通労働災害防止管理者及び運転者が講ずべき対策を明確にすると共に、交通労働安全対策等を積極的に推進することにより交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

第2条(安全管理体制等)

- 1、労働安全衛生法及び貨物自動車事業法に基づき、安全衛生推進者及び運行管理者・整備管理者を選任し、それぞれの事業場における安全衛生管理の業務および安全な運行の管理を行う。
- 2、交通労働災害防止対策を効果的に実施する為、交通労働災害防止管理者を選任し、安全衛生推進者及び運行管理者・整備管理者と連携し一体となって管理を行う。
- 3、交通労働災害担当管理者は次の業務を行う。
 - ① 交通労働災害防止推進計画の作成
 - ② 適切な労働時間等の管理および走行管理
 - ③ 教育等の実施、安全意識の高揚等
 - ④ 交通労働災害発生時の処理、再発防止対策

4、管理組織は次の通りとする



5、安全推進委員会の設置

- ① 交通労働災害を防止し、より円滑で安全な業務を推進するため、交通労働災害防止管理者・安全衛生推進者・安全運転管理者・整備管理者および各事業所責任者をもって安全推進委員会を設置する。
- ② 同委員会は安全衛生に関する事項、交通事故に関する事項等について分析・審議する。

- 6、交通労働災害の防止を効果的に推進する安全衛生委員会で調査審議の上、次の事項について定める交通労働災害防止推進計画を作成する。
- ① 過去の交通労働災害の発生状況等を考慮した具体的な目標
 - ② 基本的実施事項
 - ③ 重点とする実施事項
 - ④ 実施事項の実施時期または実施期間

第 2 章 権限および職務

第3条(権限)

- 1、交通労働災害防止管理者および安全衛生推進者・安全運転管理者・整備管理者は、この規程に定める職務を遂行する為に、必要な指揮命令権を有するものとする。
- 2、交通労働災害防止管理者は、交通事故防止および安全運行の確保に関する必要な事項を担当執行役員に上申するものとする。担当執行役員は交通労働災害防止管理者から申し出があったときは、これを尊重する。

第4条(職務)

- 1、交通労働災害防止管理者は、労働安全衛生法・貨物自動車事業法に規定する事項および、この規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行することに努めなければならない。
- 2、運転者は、交通労働災害を防止するため、交通労働災害防止管理者の指示等の必要な事項を守るほか、実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害防止につとめるものとする。

第5条(夜間運行等)

- 1、交通労働災害防止管理者は、夜間運行については連続運転時間をなるべく短くし、休憩を充分取れるよう運行計画を立てると共に、運転者に対して休憩時には、肩・腕・腰のストレッチング体操等を実施するよう指導する。
- 2、夜間走行時の運転教育等を実施する。

第6条(健康診断)

- 1、会社は、運転者に対して、雇入れ時および年1回の定期健康診断を実施し、その結果に基づいて健康状態を総合的に把握し、必要に応じて受診指導や保健指導を行う。
- 2、健康障害が発見された場合は、その所見・程度により事後措置を徹底する。

第7条(点呼)

安全な走行を確保する為、乗務前・乗務後の対面点呼を以下の点に留意しながら確実に行う。

- 1、乗務前、対面点呼
 - ① 運転者の健康状態の良否の確認

- ② 睡眠時間の確認、免許証の提示・飲酒の有無等を確実にを行う
- ③ 運行経路・経路中における運行上注意すべき箇所の指示
- ④ 作業の具体的内容の指示
- ⑤ 運行および荷役作業にあたって注意すべき事項の確認
- ⑥ 予想される天候等に応じた注意事項

2、乗務後、対面点呼

- ① 運転筆法の提出
- ② 運行状況および運行中における車輛の状態
- ③ 運行経路における交通状態・道路工事等の障害、交通事故等の状況
- ④ 運行途中におけるヒヤリハット等の報告

第8条(点検)

自動車等の安全を確保する為、「日常点検基準」に基づき、次の要領で点検を行う。

1、運行前点検

- ① 「日常点検基準」に定められた箇所
- ② 灯火装置、方向指示器、ミラー、反射板および自動車登録番号表の点検並びに清掃

2、運行後点検

運行後、運行前点検に準じて点検を実施し、異常を発見した際は修理その他の措置を講じる

第9条(安全パトロールの実施)

交通労働災害防止管理者は安全パトロールを行い、不適切な運転操作を行っている運転者に対して、必要かつ適切な指導を行う。

第10条(運転適性検査)

- 1、運転者の持つ生理的・心理的運転特性および弱点(運転者の性格・安全運転態度・認知処理機能・視聴覚機能等)を把握し、安全運転に役立つよう指導教育をおこなうため、運転適正診断を受診させる。
- 2、受診時期を次の通りとする
 - ① 運転者を雇入れたとき(3ヶ月以内)
 - 1、運転に従事する者を新規に雇入れた場合は、国土交通省の定める初任者診断の受診並びに、運転記録証明の取得および管理本部・車輛運行管理課による安全教育指導を受講させなければならない。
 - ② 年齢が50歳に達した時
 - ③ 交通事故を発生させた時(1ヶ月以内)
 - ④ 無事故キャンペーン等、開催時

第11条(運転記録証明等)

交通労働災害防止管理者は、「無事故・無違反証明書」「運転記録証明書」等の証明書を活用し、無事故・優良運転者の表彰あるいは、運転者の適正配置等の労務管理に役立てる。

第 3 章 教育および訓練

第12条(交通労働災害防止管理教育)

- 1、 交通労働災害防止管理者は、事業所責任者に対して、労働安全衛生法に基づく指針の定めや貨物自動車運送事業輸送安全規則の定めるところにより能力向上のための教育・研修を実施する。
- 2、 事業所責任者に対し、交通労働災害防止に関する適切な管理や指導を行える、安全運転に関する知識・技能の向上を図る専門的な教育および交通労働災害のための規程の内容等について教育を行う。

第13条(雇入れ時の教育)

- 1、 新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法第59条1項の規定によりおこなう。雇入れ時教育において、交通法規の遵守、運転時の注意事項、運行前点検の励行等の運転手が遵守すべき事項について教育を行うとともに、必要に応じて車輛運行管理課、指導員による同乗指導教育を行い現地教育を実施していく。
- 2、 作業内容の変更により運転者となる者に対して労働安全衛生法第59条第2項の規定により行う作業内容変更時教育において、新規運転者に対する教育および指導に準じた教育を行う。
- 3、 教育内容に次の事項を定める
 - ① 貨物自動車の構造の概要・特性・操作方法
 - ② 安全に対する知識
 - ③ 積載荷物に関する知識
 - ④ 点検・整備の方法および作業手順
 - ⑤ 車輛美化・整理整頓に関する事項
 - ⑥ 事故時等における応急措置および危険回避の方法
 - ⑦ 事故時における緊急連絡方法の事項
 - ⑧ 健康保持および作業に伴う疾病予防に関する事項

第14条(雇入れ時以外の教育・訓練)

- 1、 日頃から運転者に対しては、交通法規の遵守、運転時の注意事項、運行前点検の励行、社内規程等を遵守させる為の教育訓練を繰り返し実施する。
- 2、 教育内容としては次の事項を行う
 - ① 雇入れ時教育のフォローアップ教育
 - ② 運転技能向上教育
 - ③ 自己および公衆の安全を守らせる為の安全マインド教育
 - ④ 交通事故の体験およびヒヤリハット事例による教育
 - ⑤ 関係法令の改正内容の解説等

第15条(事故惹起者および違反を繰り返す者に対する教育)

交通事故を惹起した場合、その事故原因および要因等を詳しく調査し、再発防止のため適切な指導を行うとともに、事故惹起者に対し社内規定に準じた罰則を与える。

第16条(その他教育・訓練)

交通労働災害防止活動をより効果的に行う以下の教育、または訓練技法を取り入れて実施すること。

① 交通危険予知訓練(KYT)

安全を確保する能力を身につけさせる、交通危険予知訓練を継続的におこなうこと

② 安全運転実技訓練

実車または模擬運転による運転乗務員の能力向上を図る為の実技訓練を行うこと

③ 安全運転講習会

交通労働災害の実例を提示、交通法規の再確認等の交通労働災害防止に関する内容をテーマにした講習会の開催または、関係団体の実施する講習会に参加させる。

④ 会社主催等による講習

会社の基本的な考え方や方針等、災害事例・運転技能・交通法規の教育

第17条(改 廃)

この規程の改廃は、代表取締役社長の決裁によりおこなう。ただし、細部事項および軽易な改定はこの限りでない。

付則 (実施期日)

本規程は、平成18年1月12日より実施する。

第10条2項の①-1を追加規定とする。平成18年3月15日施行

本規程は、平成22年3月1日より改定施行する。

本規程は、平成24年6月1日より改定施行する。